

株主各位

証券コード 6093
平成29年5月9日
東京都千代田区大手町二丁目2番1号
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代表取締役社長 **本間 英明**

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年5月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第10期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ea-j.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ea-j.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書面は、監査報告及び会計監査報告を提供するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結計算書類の連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 計算書類の個別注記表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績、経営環境などを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社株式は平成28年6月24日をもちまして、東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、第一部指定記念配当を実施させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき 15円 (普通配当11円、記念配当 4 円) 総額 124,538,850円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年 5 月26日

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役 本間 英明、喜沢 弘幸、漆原 達弥、成宮 正一郎、太田 昌景、臺 祐二、千原 一成及び穴戸 信哉の8氏が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	本間 英明 (昭和32年11月24日)	昭和57年 2月 本間英明土地家屋調査士事務所開設 昭和60年11月 (株)中央調査設計 取締役社長就任 平成16年 7月 (株)アイディーユー総合事務所(現当社) 代表取締役就任 平成19年 4月 当社 代表取締役社長就任（現任） 平成21年 5月 (株)中央グループホールディングス 代表取締役会長就任 平成26年 5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト (現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役就任（現任） 平成28年 7月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 代表取締役就任（現任） 【取締役選任理由】 当社創業以来、代表取締役社長として豊富な経験・実績・見識を有し、当社の経営を牽引しており、今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。	1,640,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	喜沢 弘幸 （昭和30年7月21日）	昭和53年 4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行（梅田支店） 平成 6年 4月 同行 池袋西口支店長就任 平成14年 3月 株式会社大和銀ホールディングス（現株式会社りそなホールディングス） 企画部付部長就任 平成15年 8月 株式会社りそな銀行 大手町営業部営業第三部長就任 平成15年10月 同行 執行役 ローン事業部担当就任 平成17年 6月 同行 常務執行役員 ローン事業部長就任 平成18年 6月 同行 専務執行役員 住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部、不動産営業部担当就任 平成19年 6月 同行 専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当就任 平成20年 6月 同社 取締役専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当就任 平成22年 6月 同行 取締役専務執行役員 審査部担当就任 平成25年 4月 りそなビジネスサービス株式会社 代表取締役社長就任 平成28年 5月 当社 取締役就任（現任） 平成28年 6月 株式会社高田屋 非常勤監査役就任（現任） (株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト (現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役会長就任（現任） 平成28年 7月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 取締役就任（現任） 平成29年 1月 コクサイエアロマリン株式会社 非常勤監査役就任（現任） 【取締役選任理由】 長年にわたる大手金融機関での業務及び経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社において中長期的な戦略決定と業務の適正を確保するための体制作りに向け、適切な役割を果たしております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	うるしはら たつや 漆原 達弥 (昭和38年3月8日)	昭和59年 4月 (株)ナカノコーポレーション入社 平成 2年 7月 (株)大塚商会入社 平成19年11月 (株)マザーズエスクロー（現当社）入社 平成20年 1月 当社 エスクローシステム（システム業務本部）部長就任 平成20年11月 当社 執行役員就任 平成21年 5月 当社 取締役就任 平成26年 5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト (現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役就任（現任） 平成27年 5月 当社 常務取締役就任（現任） 平成28年 7月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 取締役就任（現任） 【取締役選任理由】 当社の情報システム開発において豊富な経験・実績・見識を有しており、また、業界の知見や今後の動向、経営戦略に関する豊富な知識もあることから、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。	13,000株
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	な り み や し ょ う い ち ろ う 成宮 正一郎 (昭和52年1月26日)	平成12年 4月 雪印乳業(株)入社 平成15年 1月 日本ミルクコミュニティ(株)転籍 平成16年 1月 司法書士中村合同事務所入所 平成17年 1月 (株)プラスワン入社 平成19年 5月 (株)マザーズエスクロー（現当社）入社 平成19年 9月 当社転籍 平成21年 6月 当社 執行役員就任（現任） 平成26年 5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト (現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役就任（現任） 平成26年 7月 当社 経営企画室室長就任（現任） 平成27年 5月 当社 取締役就任（現任） 平成28年 3月 当社 営業本部長就任（現任） 平成28年 7月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 取締役就任（現任） 【取締役選任理由】 当社において経営企画室長及び営業本部長を兼任し新規ビジネスの立ち上げ、既存ビジネスの拡大を図り当社の事業基盤を支えております。また、業界の知見や今後の動向、経営戦略に関する豊富な知識もあることから、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。	1,100株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	お お た ま ち か げ 太田 昌景 (昭和50年5月2日)	平成12年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 平成16年 3月 公認会計士試験第3次試験合格 平成18年 8月 ユニファイド・パートナーズ(株)入社 平成19年 1月 (株)ジャスダック証券取引所（現(株)日本取引所グループ）入社 平成22年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局 平成26年 7月 当社入社 平成26年10月 当社 管理本部長（現任） 平成27年 5月 当社 取締役就任（現任） 平成27年 6月 当社 執行役員就任（現任） 平成28年 6月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト （現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託） 取締役就任（現任） 平成28年 7月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 取締役就任（現任） 【取締役選任理由】 公認会計士として監査法人・証券取引所で培ってきた豊富な経験・実績・見識を活かし、当社において管理本部長として業務執行・経営監督を行っていることから、今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。	100株
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	だ い ゆ う じ 臺 祐二 (昭和30年1月20日)	昭和53年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和57年 9月 公認会計士登録 平成13年 5月 代表社員登用 平成14年 8月 新潟事務所長 平成23年 7月 東京事務所第2事業部副事業部長 平成25年 6月 有限責任 あずさ監査法人退社 平成25年 7月 公認会計士臺祐二事務所 所長（現任） 平成26年 6月 当社 社外取締役就任（現任） 平成28年 6月 (株)コロナ取締役（監査等委員）就任（現任） 【社外取締役選任理由】 臺 祐二氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培った専門家としての豊富な経験・実績・見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	千原 一成 (昭和22年4月1日)	昭和40年 4月 (株)泉州銀行（現(株)池田泉州銀行）入行 昭和63年 4月 同行 藤井寺支店 支店長就任 平成 2年 5月 日本デベロップインベストメント(株) （現(株)ケーシー・プラン）代表取締役就任 平成 8年 2月 大樹建設(株)代表取締役就任 平成13年 1月 (有)ケーシー・プラン（現(株)ケーシー・プラン） 代表取締役就任（現任） 平成24年10月 (株)S T A M代表取締役就任（現任） 平成27年 5月 当社 社外取締役就任（現任） 【社外取締役選任理由】 長年における金融業界及び不動産業界での豊富な経験・実績・見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。	50,000株
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	宍戸 信哉 (昭和23年9月29日)	昭和46年 4月 住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）入社 昭和63年 4月 同社 名古屋支所総務課長就任 平成 2年 4月 同社 総務部広報課長就任 平成13年 5月 同社 大阪支店長就任 平成15年 6月 同社 理事就任 平成19年 4月 株式会社エイチ・ジイ・エス専務取締役就任 平成19年 6月 株式会社住宅債権管理回収機構代表取締役就任 平成23年 4月 独立行政法人住宅金融支援機構理事長就任 平成27年 4月 学校法人東北学院評議員（現任） 平成28年 5月 当社 社外取締役就任（現任） 【社外取締役選任理由】 独立行政法人住宅金融支援機構の理事長も務めた豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の主たる事業と関係の深い住宅ローン業界及び不動産業界全体に係る適切な意見を当社の経営に活かしていただいております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。	—

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	※ みちのきよし 道野 清 (昭和27年2月18日)	昭和49年 4月 (株)埼玉銀行（現(株)埼玉りそな銀行）入行 昭和59年 4月 同行 吉川支店 支店長代理就任 平成 5年 7月 (株)あさひ銀行 業務統括部 主任調査役就任 平成 7年 1月 同行 東大宮支店 副支店長就任 平成 9年 7月 同行 ローン事業部 次長就任 平成15年 4月 (株)埼玉りそな銀行 浦和住宅金融業務センター所長就任 平成19年 6月 りそなビジネスサービス(株) 浦和テレビ電話センター所長就任 平成23年10月 当社入社 平成24年 3月 当社 業務本部長就任（現任） 平成26年 5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト（現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託）取締役就任（現任） 平成26年 7月 当社 執行役員就任（現任） 【取締役選任理由】 長年における金融業界での豊富な経験・実績・見識を有しており、現在、当社の執行役員として、金融機関において要職を歴任した実績と豊富な業務経験を活かし業務執行を行っていることから、経営執行の管理・監督に重要な役割を果たすことが期待できるため、新たに取締役候補者とするものであります。	30,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 臺 祐二氏、千原 一成氏及び穴戸 信哉氏は、社外取締役候補者であります。
4. 臺 祐二氏及び穴戸 信哉氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 臺 祐二氏、千原 一成氏及び穴戸 信哉氏の3氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって臺 祐二氏が3年、千原 一成氏が2年、穴戸 信哉氏が1年となります。
6. 当社は、臺 祐二氏、千原 一成氏及び穴戸 信哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 本間 英明氏は、当社の経営を支配する者であります。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役水落 一氏、本井 文夫氏及び山本 隆氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みずお ちはじめ 水落 一 (昭和29年2月18日)	昭和52年 4月 住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）入社 平成19年 4月 同社 中国支店長就任 平成20年 4月 ㈱住宅債権管理回収機構入社 平成20年 6月 同社 取締役就任 平成22年 6月 同社 常務取締役就任 平成26年 6月 同社 常務執行役員就任 平成27年 3月 当社入社 平成27年 5月 当社常勤監査役就任（現任） 平成28年 6月 ㈱エスクロー・エージェント・ジャパン信託 監査役就任（現任） 平成28年 7月 ㈱エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 監査役就任（現任） 【監査役選任理由】 長年における当社の主たる事業と関係の深い住宅ローン業界及び不動産業界での豊富な経験・実績・見識に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見も有していることから、当社の監査役として適任であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	—

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	も　　い　　ふ　　み　　お 本井 文夫 (昭和19年7月26日)	昭和44年 4月 裁判官任官（東京地方裁判所判事補） 昭和50年 6月 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成 3年 2月 財団法人ロームミュージックファンデーション監事（現任） 平成 6年 6月 中外炉工業㈱監査役就任 平成15年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員 平成18年 3月 ㈱熊谷組法遵守監査委員会委員（現任） 平成18年 5月 日本ハム㈱社会企業価値評価委員会委員 平成19年 3月 社会福祉法人北慶会理事兼評議員 平成23年 6月 日本ハム㈱監査役就任 平成23年12月 当社 社外監査役就任（現任） 平成26年 4月 学校法人大阪歯科大学監事（現任） 平成27年 7月 中外炉工業㈱特別顧問（現任） 平成27年 7月 日本ハム㈱顧問（現任） 平成28年 4月 学校法人帝塚山学院監事（現任） 【社外監査役選任理由】 本井 文夫氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、過去裁判官に従事しており、また監査役としての豊富な経験と弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査体制の強化に適していると考え、当社の社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	山本 隆 やまもと たかし (昭和25年4月22日)	昭和58年 4月 東京地方検察庁検事 平成 元年 4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成 2年 8月 海事補佐人登録（現任） 平成 5年 9月 山本隆法律事務所設立 所長弁護士（現任） 平成11年 4月 東京弁護士会監事 平成12年 4月 東京簡易裁判所調停委員 平成13年 4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 平成23年12月 当社 社外監査役就任（現任） 平成28年 5月 東京人権擁護委員協議会会長（現任） 【社外監査役選任理由】 山本 隆氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、過去検事として検察官に従事しており、公益の利益を保護するための知見に精通しており、また、弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査体制の強化に適していると考え、当社の社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	—

- (注) 1. 本井 文夫氏及び山本 隆氏は社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山本 隆氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 本井 文夫氏及び山本 隆氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって両氏ともに5年6ヶ月となります。
5. 当社は、本井 文夫氏及び山本 隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

提供書面

事業報告 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府政策や日銀の金融緩和策により企業収益が改善傾向となり、これに伴う雇用・所得環境の回復基調から景気回復に明るい兆しが見られました。一方、海外情勢においては、英国のEU離脱や中国経済不振に対する懸念に加え、米国利上げ及び同国新政権発足に伴う市場の混乱など複合リスクの存在を背景として先行きの不透明な状況となっております。

不動産市場においては、歴史的な低金利による良好な資金調達環境を背景として投資用不動産に対する需要が高まり、賃貸アパートなど貸家の新築着工数増加に牽引され、平成28年の新設住宅着工戸数が967,237件（前年対比6.4%増）となり、消費税率8%増税前の水準へ回復いたしました。個人用住宅となる持家は平成28年で292,287件（前年対比3.1%増）と微増となり、また分譲マンションは平成28年で114,570件（前年対比0.9%減）と前年並みの水準となりました。金利の低下に伴う住宅ローン需要の動向については、平成28年9月に公表された「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の影響により独立行政法人住宅金融支援機構が公表する基準金利が上昇するなど一部住宅ローン金利の上昇が見受けられたものの、引き続き史上最低水準の推移となり、同じく公表されている平成28年4月から12月までの主要な金融機関の新規貸出額は18兆605億円（前年同期比27.4%増）と堅調な推移を示しており、住宅ローンへの需要は継続する見通しであります。

このような状況の中、当社グループでは、平成30年2月期を最終年度とする中期3カ年計画「Start Up 2017」の下、「日本版エスクロー」の業態化を目指し、不動産取引の合理性・利便性・安全性の向上を通じて、不動産取引のあらゆるステークホルダーへ安心と安全を提供することを目的として、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。当連結会計年度においては、「1. 取引に関連するBPOサービスの拡張」として主要取引先の金融機関における業務請負範囲の拡大と処理件数の増加を図り、「2. 新たなエスクローサービスの開発」として不動産取引保証の商品化、非対面決済サービスの提供開始及び相続手続代行サービスの提供開始を行い、「3. 新規取引先の拡大」として提携企業との連携による営業範囲の拡大と新規顧客獲得を推進させるという3つの成長戦略を基軸として事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,680,585千円（前連結会計年度比58.8%増）、営業利益は689,441千円（前連結会計年度比71.2%増）、経常利益は694,202千円（前連結会計年度比72.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は451,620千円（前連結会計年度比85.0%増）となりました。

	第9期 (平成28年2月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	1,687,717	2,680,585	992,868	58.8%増
営業利益	402,627	689,441	286,814	71.2%増
経常利益	403,059	694,202	291,143	72.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	244,116	451,620	207,503	85.0%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

エスクローサービス事業

売上高
1,140百万円
(前連結会計年度比72.6%増)

(エスクローサービス事業)

エスクローサービス事業においては、ASPサービスを中心として、不動産取引に係わる司法書士をはじめとした専門家、金融機関、不動産事業者に対し、事務の効率化及び安全性・合理性・利便性を高める各種支援サービスを提供するとともに、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供する合理的かつ利便性の高い信託サービス、相続手続代行サービス、不動産オークション・エスクローサービスと連携したパッケージサービスの拡充に努めております。

当連結会計年度においては、住宅ローン借換案件を中心として融資申込件数が増加した結果、司法書士によるシステムサービスの利用頻度が増加し、セグメント売上高は1,140,642千円（前連結会計年度比72.6%増）、セグメント利益は839,222千円（前連結会計年度比67.3%増）となりました。

売上高

(単位：百万円)

6601,140

第9期
(平成28年2月期)第10期
(平成29年2月期)

BPO事業

売上高
1,541百万円
(前連結会計年度比50.2%増)

(BPO事業)

BPO事業においては、金融機関における住宅ローン融資案件の事務を請負い、既存取引先金融機関等の業務上の課題を解決するための事務合理化及びコスト節減ニーズに応じたサービスを提案しております。

当連結会計年度においては、既存顧客からの受託範囲拡大に向けた営業推進を継続する一方、低金利相場を背景とした取引先金融機関からの住宅ローン融資関連業務の受託件数が引き続き順調に推移した結果、セグメント売上高は1,541,888千円（前連結会計年度比50.2%増）、セグメント利益は458,330千円（前連結会計年度比34.8%増）となりました。

売上高

(単位：百万円)

1,0261,541

第9期
(平成28年2月期)第10期
(平成29年2月期)

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主要なものは、平成28年6月27日付の本社移転による本社設備投資（資産除去債務分を含む）79,349千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

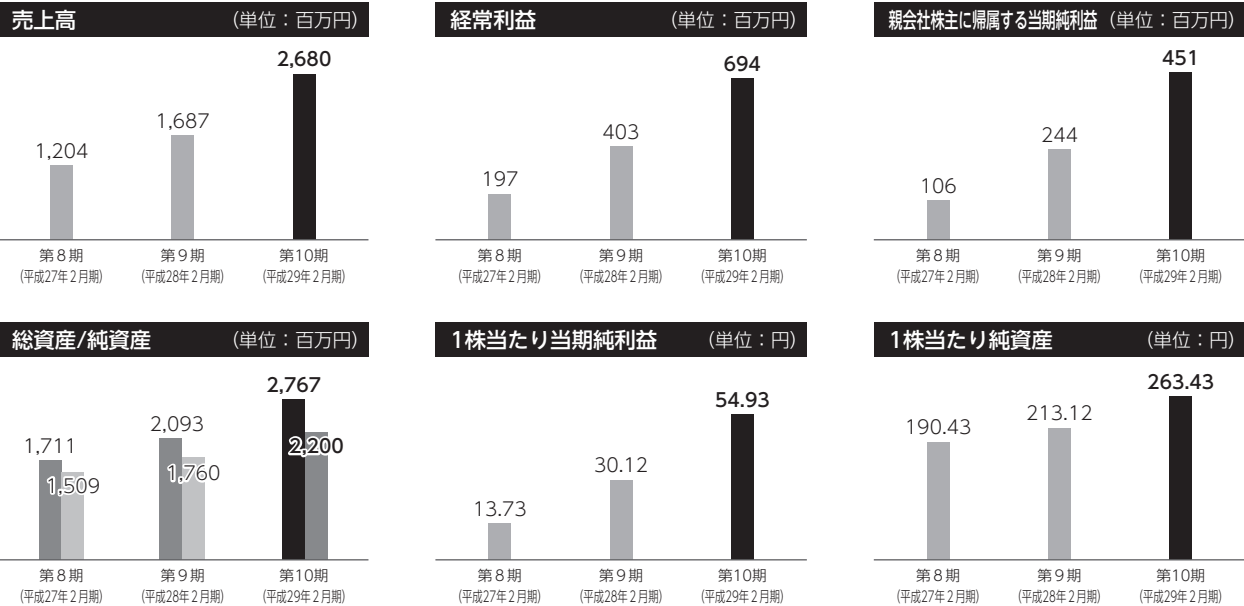
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成28年7月1日付で伊藤厚事務所株式会社（現 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン横浜）の全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



		第8期 (平成27年2月期)	第9期 (平成28年2月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)
売上高	(千円)	1,204,480	1,687,717	2,680,585
経常利益	(千円)	197,030	403,059	694,202
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	106,303	244,116	451,620
1株当たり当期純利益	(円)	13.73	30.12	54.93
総資産	(千円)	1,711,554	2,093,689	2,767,170
純資産	(千円)	1,509,518	1,760,126	2,200,644
1株当たり純資産	(円)	190.43	213.12	263.43

(注) 1. 平成27年2月期より連結計算書類を作成しておりますので、第7期以前の状況は記載しておりません。
2. 平成27年9月1日付で1株につき5株の株式分割を行っており、また平成28年12月1日付で1株につき2株の株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第7期 (平成26年2月期)	第8期 (平成27年2月期)	第9期 (平成28年2月期)	第10期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売上高	(千円)	1,276,769	1,204,115	1,616,343	2,465,222
経常利益	(千円)	328,264	224,327	410,277	755,426
当期純利益	(千円)	198,868	133,739	251,711	517,121
1株当たり当期純利益	(円)	50.21	17.27	31.06	62.89
総資産	(千円)	1,449,579	1,739,131	2,111,318	2,851,920
純資産	(千円)	1,230,869	1,536,954	1,795,156	2,301,176
1株当たり純資産	(円)	179.04	193.89	217.40	275.54

(注) 1. 平成27年9月1日付で1株につき5株の株式分割を行っており、また平成28年12月1日付で1株につき2株の株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	100,000千円	100%	管理型信託業、遺産整理に関するコンサルティング業及び不動産オークション・エスクローサービス事業
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン横浜	1,000千円	100%	不動産調査事業及び測量事業

(注) 平成28年7月1日付で伊藤厚事務所株式会社（現 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン横浜）の全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

① BPO事業の営業チャネル拡大及びローコストオペレーションの提供の推進

住宅ローンの金利は極めて低い状況でありながらも金利競争が激化しており、金融機関では住宅ローン業務のコスト削減が急務の課題となっていることから、ローコストオペレーションへの一層の対応が求められています。また、金融機関ではグループ統合や他行との統廃合に伴う経営資源の効率化により、更にコスト削減が求められています。

このような状況の下、当社グループといたしましては、インターネット銀行を含む新興金融機関への営業を強化してまいります。また、既存事業のフロー及び適正人員数の見直しを図り、技術革新に伴うペーパーレス化や人工知能の活用によって業務負荷の省力化等を検討し、業務の堅確化及び効率化による事業生産性の向上に努め、労働集約型から脱却した徹底的なローコストオペレーション体制の構築を推進してまいります。

さらに、これまで培ってきた不動産金融に関する業務ノウハウを活用し、時流の要請に適合した新たなサービスの開発提供を通じて、営業チャネルを金融機関だけでなく不動産事業者、建設事業者へ拡大し対応してまいります。

② 市場ニーズが拡大する分野でのサービスの拡充

不動産取引及び金融事務については、市場ニーズが拡大する分野のサービスへの選択と集中をしてまいります。

具体的には、「1. 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少によるアウトソーシング需要」、「2. 少子高齢化及び相続税法の改正による相続市場」、「3. 技術革新による不動産取引及び金融事務の合理化」、「4. 中古住宅市場の拡大により増加する取引事務の効率化」の4つの成長市場を主要な対象と定め、金融機関、不動産事業者及び専門家に対する専門サービスの拡充を推進してまいります。

③ 人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上

当社の今後の事業発展を支える人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上は不可欠な課題の一つであります。そのなかで、不動産取引又は金融取引事務の知識はどれも必須事項であり、クライアントからもその経験・知識を有する人材が要望されています。

したがって、当社では、クライアントの要望に資するため、公的資格の有無や経験年数等を考慮した人員配置を行っております。

さらに、引き続き継続的・積極的な採用活動を行い、優秀な人材の確保・育成に努めていくとともに、福利厚生制度の充実、教育プログラムの構築により、より一層の従業員の意欲・能力の向上に今後も積極的に取り組んでまいります。

④ 当社の提供するサービスにかかる法令遵守

近年、我が国でも不動産取引や金融取引における情報化が進みネットオークションやネットバンキングといった新しい流通システムによるオンラインサービスが普及しております。

そのため、オンラインによる取引の増加にともない、隔地者取引や非対面取引が増えております。一方、顧客保護やオペレーションリスクの観点から不動産や金融取引にかかる関係者は、当事者の本人確認や意思確認等の契約事項における確認といった各種の法令を遵守する必要があります。

当社では、不動産取引の安全を図るための各種サービスを金融機関や司法書士等に提供しているため、サービス提供に関連する法令を確認したうえで、サービスの提供を行っております。法令の確認については、社内での検討に加え、適時、社外の専門家等に相談する体制を構築し、法令遵守体制の運用を継続する方針であります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの構築に対する取組み

当社は、企業価値の極大化と持続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスの構築を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

毎月定例的に開催される取締役会には代表取締役社長を含む取締役及び監査役が出席し、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。

業務執行に関する重要事項については経営委員会で審議・検討し迅速な意思決定に寄与しております。

さらに、代表取締役社長の直轄である内部監査室を設置し業務の適正化に努め、会計監査人及び監査役と十分な連携を図るとともに業務執行について監視しております。

なお、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款及び社内規程に適合することを確保するための「内部統制基本方針」を平成25年9月18日に制定しており、この基本方針では会社法で定められた体制の他、内部統制上必要と考えられる事項を定めております。今後は、当方針につき適宜検証を行いコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

また、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」を平成28年11月25日に開示し、公正で透明性の高い健全な経営体制を維持するために法令遵守の徹底、組織体制の定期的な見直し、職務権限の明確化、監査機能の充実等内部統制の強化を図っております。今後とも、各コードの取り組み状況の検証を行い更なるコーポレート・ガバナンスの実効性の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成29年2月28日現在)

事業区分	事業内容
エスクローサービス事業	エスクローサービス事業では、不動産取引に関与する関係者に対して、取引に係る事務の信頼性を高めるためのシステムやIT化対応サービス、マイホーム建築工事に関して引渡までのサポートを行う建物完成・引渡サポートサービス、取引の決済に係る安全性向上のためのエスクロー口座の提供を主に行っております。 また、完全子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、信託機能を活用した合理的かつ利便性の高い信託スキームの構築を背景に当社と連携しており、さらに時流の要請を的確に捉えた相続手続代行サービスや不動産オークション・エスクローサービスの提供を通じて、グループ全体の業容拡大に努めております。
BPO事業	BPO事業では、大手銀行や地方銀行、ネット銀行、モーゲージバンクその他事業会社のファイナンス子会社といった金融機関のローコストオペレーションニーズを背景として、当社の不動産及び金融業務における専門性を生かし、融資に係る事務の業務受託、人材派遣、不動産物件調査、金銭消費貸借契約締結に係る事務代行等（クロージング）を行っております。 (BPO…Business Process Outsourcingの略。特定業務の外部委託のこと。)

(6) 主要な営業所 (平成29年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
----	----------------------------

② 子会社

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン横浜	神奈川県横浜市神奈川区泉町17番地1 第一泉ビル3階

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況 (平成29年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エスクローサービス事業	16 (2) 名	4名増 (1名減)
BPO事業	91 (105)	23名増 (37名増)
全社 (共通)	26 (5)	5名増 (―)
合 計	133 (112)	32名増 (36名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、本社部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて32名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。
4. パート及び人材派遣会社からの派遣社員が前連結会計年度末と比べて36名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116 (110) 名	22名増 (36名増)	39.8歳	3.7年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて22名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。
3. パート及び人材派遣会社からの派遣社員が前事業年度末と比べて36名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①東京証券取引所市場第一部銘柄の指定
株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年6月24日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。
- ②本社の移転
当社は、平成28年6月27日付をもって、本社を東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階に移転いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数10,000,000株
- (注) 平成28年12月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は5,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数8,303,000株（自己株式410株含む）
- (注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は4,122,000株増加しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は87,000株増加しております。
- ③ 株主数4,052名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中央グループホールディングス	2,120,000株	25.53%
本間 英明	1,640,000	19.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	416,800	5.02
株式会社TSインベスター	211,000	2.54
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	116,800	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	101,800	1.23
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	89,892	1.08
寺田 英司	88,000	1.06
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	85,900	1.03
株式会社SBI証券	85,800	1.03

(注) 持株比率は、自己株式（410株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	
発行決議日		平成27年6月15日	
新株予約権の数		793個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	793,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	17,000円 17円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	699,000円 699円)
権利行使期間		平成28年6月1日から 平成32年6月29日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	658個 658,000株 4名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20個 20,000株 2名

- (注) 1. i 新株予約権者は、平成28年2月期から平成30年2月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が400百万円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- ii 上記i達成前に、平成28年2月期から平成30年2月期のいずれかの期の営業利益が204百万円を下回った場合には、本新株予約権を行使することができない。
- iii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iv 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- vi 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- vii 上記i及びiiについては、平成28年2月期の営業利益が402百万円となったため当該新株予約権の行使が行われております。
2. 平成28年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定された数を記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 間 英 明	
常務取締役	漆 原 達 弥	
取締役	喜 沢 弘 幸	
取締役	成 宮 正一郎	執行役員 経営企画室長兼営業本部長
取締役	太 田 昌 景	執行役員 管理本部長
取締役	臺 祐 二	公認会計士臺祐二事務所 所長 株式会社コロナ 取締役（監査等委員）
取締役	千 原 一 成	株式会社ケーシー・プラン 代表取締役
取締役	穴 戸 信 哉	
常勤監査役	水 落 一	
監査役	本 井 文 夫	
監査役	山 本 隆	

- (注) 1. 取締役臺 祐二氏、取締役千原 一成氏及び取締役穴戸 信哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本井 文夫氏及び監査役山本 隆氏は、社外監査役であります。
3. 平成28年5月26日開催の第9期定時株主総会において、喜沢 弘幸氏、穴戸 信哉氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 常勤監査役水落 一氏は、前職（株式会社住宅債権管理回収機構）において常務取締役を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役臺 祐二氏、取締役穴戸 信哉氏及び監査役山本 隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	8名（3）	91,500千円（5,400）
監査役（うち社外監査役）	3（2）	12,000（6,000）
合 計（うち社外役員）	11（5）	103,500（11,400）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、設立当時に年額200,000千円以内とすることを決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、設立当時に年額30,000千円以内とすることを決議しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 臺 祐二氏は、公認会計士臺祐二事務所 所長及び株式会社コロナの取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 千原 一成氏が代表取締役を務める株式会社ケーシー・プランは当社の株主であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 臺 祐二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 千原 一成	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界及び不動産業界での長年における経験を活かし、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 穴戸 信哉	平成28年5月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、当社の主たる事業と関係の深い住宅ローン業界及び不動産業界での長年の経験を活かし、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 本井 文夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に、また監査役会16回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山本 隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に、また監査役会16回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

（注）取締役 穴戸 信哉氏は、平成28年5月26日開催の第9期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とすることができる旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,450千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,450千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令・定款及び社内規程を遵守し職務を執行する。
- ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
- ③内部監査室は「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄機関として継続的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
- ④取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については「コンプライアンス規程」に基づき、通報及び相談の窓口としてヘルプラインを設置し、定例委員会を開催し、コンプライアンスの取組みをして不祥事の早期発見及び未然防止に努める。社内規程違反又は非違行為については懲戒委員会を開催し、具体的な処分を決定する。
- ⑤取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反・社内規程違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、懲戒規程第6条に従い直ちに管理部門担当取締役に報告するものとする。
- ⑥子会社においても、当社及び子会社独自による監査役監査及び内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行状況、法令・定款及び社内規程の遵守状況について監査を受けるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存及び管理状況について、監査役の監査を受けるものとする。又、法令又は取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処すべく、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会において、当社の事業リスク及び個別リスクなどの予め想定されるリスクの把握を行い、危険発生時に必要な対応方針と体制を整備し損失を最小限度にとどめるように努め、適切かつ継続的なリスク管理体制を整備し、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
- ②取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会又は代表取締役社長に対して、重要な経営判断材料として提供する。使用人は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握し、分析及び評価を行った上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を管理し、定期的に見直し、上長に報告するものとする。
- ③不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、管理部門担当取締役は、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
- ④子会社においても、必要な社内規程の整備を行い、当社のリスク管理委員会に参加し、損失の危険等の管理に関する適切な体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役の職務は、取締役会決議及びその他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ②取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算計画の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績報告と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ②当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規程」に定め、管理本部長は、同規程に定める一定の事項等についての協議及び報告を求め、子会社は求めに応じて協議及び報告を行う。
- ③当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス管理上問題があると認められる場合には、子会社は、当社の管理本部長及び監査役に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
- ②当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
- ②取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。
- ③監査役は、内部監査室担当者と定期的に打合せを実施するとともに、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。
- ④子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を管理本部長へ報告するものとする。報告を受けた管理本部長は、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いなどの請求をした際は、速やかにこれに対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- ②監査役は、取締役との意見交換を定期的に行い、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然たる態度を貫き、「反社会的勢力対応規程」に基づき、これを社内に通知・徹底する。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入して情報を取得し、必要に応じて警察当局や弁護士と連携して、反社会的勢力との取引の防止に努める。

Ⅱ．業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

①コンプライアンス委員会は、当事業年度内に5回開催し、組織変更に係るコンプライアンス委員の見直しやヘルプライン運用状況などの報告、また、コンプライアンスに基づいた行動基準を定めた「EAJ BOOK」の改訂を行いヘルプラインの周知・再徹底等を図りました。

また、コンプライアンス研修に関し、「長時間労働と労働基準法」及び「個人情報保護法改正」について情報共有及び啓蒙のための外部講師として弁護士を招聘し実施いたしました。

②年間計画に基づいて当社の全部門及び子会社を対象とした内部監査を実施し、半期ごとにその実施結果を取締役会へ報告いたしました。

③社外取締役を新規に1名招聘し、第三者の見地から当社経営の適正を確保する体制を強化いたしました。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みの状況

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁等の社内決裁をERPを活用した電子認証とすることで、データベース化を図っており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っています。

3．損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程を制定し、管理担当取締役を委員長としてリスク管理委員会を開催しております。リスク管理委員会では、部門ごとに作成されたリスク管理表の共有を行い、業務遂行におけるリスク管理体制を検証し、必要な体制の整備を図っております。子会社の代表取締役もリスク管理委員として審議に参加しております。

また、当事業年度において事務リスクに対する取組みとして、改めて業務マニュアルの見直し及びリスクの洗い出しを実施いたしました。

事業継続計画（BCP）に関しては、非常事態に備え、緊急連絡体制や復旧活動における優先順位を予め定めており、人員・資機材の効果的な配分による早期復旧を実現するための体制構築に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

執行役員制度を導入しており、執行役員と社外取締役を含めた取締役全員並びに子会社の代表取締役で構成される経営委員会を月1回の頻度で開催しており、業務執行について情報と課題の共有を図ることで機動的な意思決定を行っています。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度内に取締役会は17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

子会社の代表取締役も構成員とする経営委員会を定期的に開催しており、当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しています。

また、当社グループ間取引については、稟議決裁等により公平適正な契約内容であることを確認した上で実施を決定しております。

さらに、「関係会社管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録及び予算実績管理表等の重要書類が当社の管理本部へ提出の上、報告されております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制の取組み状況

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制については、「監査役、監査役会に対する報告義務規程」を定めて取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び報告方法を明確にするとともに、適宜、管理担当取締役が監査役との情報交換を行っているほか、監査役が取締役会、経営委員会等の重要な会議に出席することで、当社及び子会社の職務遂行に関する重要な報告がなされております。

また、取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項および不正行為等が発生した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。

監査役から報告を求められた事項については、当社及び子会社の各取締役並びに各使用人が迅速に対応しております。さらに、監査役は、当社及び子会社の取締役、内部監査室並びに会計監査人と事業年度内において複数回の意見交換会を実施し、積極的な情報収集に努めております。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための取組みの状況

「監査役、監査役会に対する報告義務規程」において、監査役に対し報告した者は不利な取扱いを受けないことを明記しております。

8. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役会は当事業年度内に16回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っています。

また、監査役は、取締役をはじめ、会計監査人や内部監査室長と定期的に意見交換会を行っており、当社のコンプライアンスや内部統制について確認を行っています。

9. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

定期的に行われる特殊暴力防止対策連合会が主催する例会へ参加し、近隣エリア内の他社の取組み状況について情報共有を行うなど連携体制の構築に努めております。また、反社会的勢力対応規程に加え、当事業年度は反社会的勢力対応マニュアルを制定し、反社会的勢力への該当性チェックの手続について具体化を図り、当社の従業員に対して周知徹底を図っております。さらに、年1回、大株主・全取引先・取締役・従業員を対象とした反社会的勢力への該当性チェックを実施しており、問題がないことを確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、每期継続的な配当を実施することを原則としております。

当期の配当金につきましては、1株につき15円（普通配当11円 記念配当4円）を予定しております。次期の配当金につきましては、今後の経営環境及び経営成績を勘案した上で検討してまいりたいと考えていることから、現時点では未定としております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成29年2月28日現在）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	2,419,157
現金及び預金	2,086,531
売掛金	284,664
その他	52,644
貸倒引当金	△4,683
固定資産	348,013
有形固定資産	98,713
建物	74,682
リース資産	31,731
その他	20,804
減価償却累計額	△28,504
無形固定資産	83,706
のれん	52,439
その他	31,267
投資その他の資産	165,593
投資有価証券	37,221
差入保証金	120,059
その他	8,312
資産合計	2,767,170

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：千円）	
科目	金額
（負債の部）	
流動負債	487,718
買掛金	76,159
未払法人税等	182,575
賞与引当金	26,093
その他	202,890
固定負債	78,807
リース債務	30,264
資産除去債務	28,244
その他	20,298
負債合計	566,525
（純資産の部）	
株主資本	2,187,163
資本金	330,557
資本剰余金	445,397
利益剰余金	1,411,615
自己株式	△406
新株予約権	13,481
純資産合計	2,200,644
負債純資産合計	2,767,170

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,680,585
売上原価		1,222,313
売上総利益		1,458,271
販売費及び一般管理費		768,829
営業利益		689,441
営業外収益		
受取利息	159	
受取賃貸料	14,072	
保険解約返戻金	4,570	
その他	2,904	21,705
営業外費用		
支払利息	535	
賃貸費用	12,852	
投資事業組合運用損	2,778	
その他	778	16,945
経常利益		694,202
特別損失		
固定資産売却損	4,000	
本社移転費用	5,037	
その他	221	9,258
税金等調整前当期純利益		684,943
法人税、住民税及び事業税	245,492	
法人税等調整額	△12,169	233,323
当期純利益		451,620
親会社株主に帰属する当期純利益		451,620

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成29年 2月28日現在）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	2,295,549
現金及び預金	1,971,541
売掛金	271,510
仕掛品	1,655
前払費用	15,136
繰延税金資産	25,569
その他	14,819
貸倒引当金	△4,683
固定資産	556,370
有形固定資産	87,861
建物	74,682
工具、器具及び備品	20,498
リース資産	19,576
減価償却累計額	△26,894
無形固定資産	30,602
ソフトウェア	13,451
リース資産	16,641
ソフトウェア仮勘定	509
投資その他の資産	437,906
関係会社株式	265,800
差入保証金	108,325
投資有価証券	37,221
関係会社長期貸付金	18,277
繰延税金資産	8,282
資産合計	2,851,920

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	472,155
買掛金	76,105
リース債務	6,091
未払金	121,908
未払法人税等	182,229
未払消費税等	49,572
預り金	4,861
賞与引当金	26,093
その他	5,293
固定負債	78,587
リース債務	21,182
長期預り敷金	29,160
資産除去債務	28,244
負債合計	550,743
（純資産の部）	
株主資本	2,287,695
資本金	330,557
資本剰余金	445,397
資本準備金	345,557
その他資本剰余金	99,840
利益剰余金	1,512,147
その他利益剰余金	1,512,147
投資損失準備金	4,147
繰越利益剰余金	1,507,999
自己株式	△406
新株予約権	13,481
純資産合計	2,301,176
負債純資産合計	2,851,920

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(平成28年 3 月 1 日から平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,465,222
売上原価		1,118,942
売上総利益		1,346,279
販売費及び一般管理費		590,415
営業利益		755,864
営業外収益		
受取利息	501	
受取賃貸料	13,934	
為替差益	1,107	
その他	118	15,661
営業外費用		
支払利息	152	
株式交付費	453	
賃貸費用	12,714	
投資事業組合運用損	2,778	16,099
経常利益		755,426
特別損失		
本社移転費用	5,037	5,037
税引前当期純利益		750,389
法人税、住民税及び事業税	245,436	
法人税等調整額	△12,169	233,267
当期純利益		517,121

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		平成29年4月17日
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン		
取締役会 御中		
有限責任 あずさ監査法人		
指定有限責任社員	公認会計士	宮 下 卓 士 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指定有限責任社員	公認会計士	浅 野 俊 治 ㊞
業 務 執 行 社 員		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
連結計算書類に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
監査意見 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		
以 上		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月17日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮下卓士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野俊治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月18日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン監査役会

常勤監査役 水 落 一 印
監 査 役 本 井 文 夫 印
監 査 役 山 本 隆 印

(注) 監査役本井 文夫及び監査役山本 隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上